

# 令和6年度 三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会

三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会は、「障がい者が地元で働き、生きていく」ために、企業の人事労務担当者（産）と就労支援事業所の担当者（福）、特別支援学校の進路担当者（学）が交流を深め、人と人のネットワークづくりや障がい者雇用につなげることを目的として、平成27年度から継続して開催し、今年で10回目となります。

## ●プログラム

13:00	受付開始
13:30	開会/主催者挨拶 障害者雇用促進法改正等のお知らせ 三重労働局
13:45	講演会 短時間労働が障害者の法定雇用率の算定対象に 社会福祉法人聖マッテヤ会 ふらっと・つう
14:05	グループディスカッション
	休憩
15:45	フリートーク
16:00	閉会/アンケート記入



週10時間以上20時間未満  
で就労する障がい者も  
算定対象に！  
※詳細は裏面をご覧ください。

## ●開催日等

**開催日時:令和6年8月28日(水)**  
**13:30から16:00(受付開始13:00)**

申込期日  
8月15日

場所:三重県総合文化センター 多目的ホール  
申込:二次元バーコードまたは裏面申込用紙をファックス  
定員:企業28名、就労支援事業所8名程度  
(企業の方は業種に関わらず参加いただけます。)



(申し込みはこちら)

●主催 三重県、三重県教育委員会、三重労働局、三重県経営者協会

●問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

# 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

## POINT 1 障害者の法定雇用率が引き上げられました。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	<b>2.5%</b>	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

## POINT 2 除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

## POINT 3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

## POINT 4 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）しました。

## 障がい者雇用における障害者の算定方法について

▶週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

今回の講演では、ふらっと・つう 井谷氏に短時間雇用についてご講演いただきます。

週所定労働時間	30H以上	20H以上	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	<b>0.5</b>
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	<b>0.5</b>
精神障害者	1	1	<b>0.5</b>

### 【会場案内】

三重県総合文化センター

フレンテみえ1階 多目的ホール

※駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせの上、お越しく下さい。

### 【問い合わせ】

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL：059-224-2510 FAX：059-224-3024

E-Mail：syurou@pref.mie.lg.jp



## 参加申込書（送付先 FAX：059-224-3024）

事業所名	<input type="checkbox"/> 産・ <input type="checkbox"/> 福・ <input type="checkbox"/> 学・ <input type="checkbox"/> その他 (どれか一つに✓をお願いします。)
所在地（グループ分けて使用します）	
連絡先（電話番号）	
連絡先（メールアドレス）	
お名前	
グループディスカッションで話し合いたいテーマ	
その他（参加動機・障がい者雇用における課題などをご記入ください）	